

## 第37回 太平洋広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：令和4年3月8日（火） 13：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①令和4年度資源管理関係予算について

②その他

4 閉 会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 川崎 一好 <small>カワサキ カズヨシ</small>	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史 <small>タケノヤシ マサシ</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治 <small>オオイ セイジ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 関 哲夫 <small>セキ テツオ</small>	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二 <small>スズキ テツジ</small>	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 高濱 芳明 <small>タカハマ ヨシアキ</small>	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人 <small>イシイ ハルヒト</small>	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文 <small>アリモト タカフミ</small>	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均 <small>ミヤガワ ヒトシ</small>	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗 <small>タカダ ミツロウ</small>	静岡海区漁業調整委員会委員	
	愛知県 鈴木 輝明 <small>スズキ テルアキ</small>	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 浅井 利一 <small>アサイ トシカズ</small>	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 片谷 匡 <small>カタタニ タダシ</small>	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 豊崎 辰輝 <small>トヨサキ ヨシ テル</small>	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 前田 浩志 <small>マエダ ヒロシ</small>	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護 <small>ササキ マモル</small>	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 濱田 貴史 <small>ハマダ タカ シ</small>	大分海区漁業調整委員会委員	
	宮崎県 山田 卓郎 <small>ヤマダ タクロウ</small>	宮崎県海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	福島 全良 <small>フクシマ マサヨシ</small>	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		清水 三千春 <small>シミズ ミチハル</small>	清洋水産株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明 <small>カナザワ トシアキ</small>	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
		中田 勝淑 <small>ナカタ カツヒデ</small>	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣 <small>イノウエ ユキノリ</small>	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ▲ <small>セキ</small>	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small>	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 41 号（案）の概要

## 1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 3 月に発出された太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 39 号に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から、以下を義務付けた。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
  - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和 3 年 6 月 1 日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めたことから、令和 3 年 7 月の委員会指示第 40 号に基づき、令和 3 年 8 月 21 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 4 年 6 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

## 2. 委員会指示第 41 号（案）の概要

## (1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

## (2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※従来の報告事項に遊漁船の情報を追加。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

## ※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時 期	R4 年 6 月	7～8 月	9～10 月	11～12 月
数 量	10 トン	10 トン	10 トン	10 トン

- ・全海区における令和 4 年 6 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 5 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

**(3) 指示の有効期間**

令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示 **第四十一号** (案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

**令和四年三月八日**

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 漁業者が漁業を営む場合
  - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
  - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

## 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

## 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

#### 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年六月一日から令和五年三月三十一日までとする。

#### 5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 41 号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和4年3月8日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 41 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

### 1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

#### (1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

#### (2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

#### (3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス [km-yugyo@maff.go.jp](mailto:km-yugyo@maff.go.jp) 宛に電子メールで送信する。

#### (4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

### 2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分(J1~J4、J10)を記入するものとする。

### 3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

### 4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。



## 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

## 1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第41号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

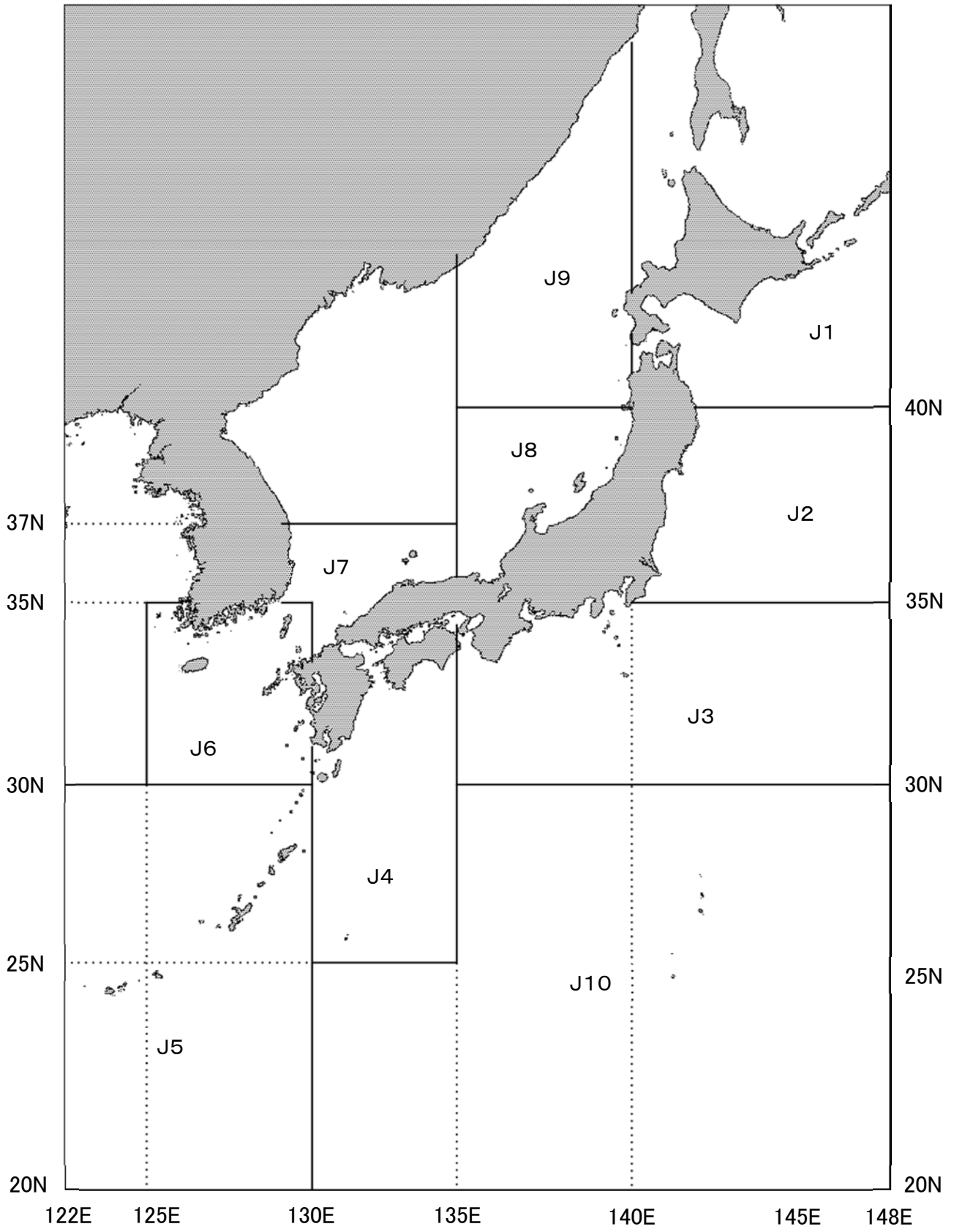
採捕した者の氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名*			
陸揚げした日	尾数	重量 (kg)	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

※ 遊漁船（遊漁船業者が乗客を漁場に案内するもの）を利用した場合に記載

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 41 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 4 年 3 月 8 日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 41 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

## 太平洋南部キンメダイの広域資源管理

### 1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、底立延縄、立縄、樽流し、一本釣り等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2020年には3,797トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は低位、動向は減少であると判断される。

### 2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

### 3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

### 4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。  
各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

#### ① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・小型魚の再放流 ・漁具・漁法の制限 ・休漁日・休漁期間の設定 ・操業規制区域の設定 ・使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 38 号）

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③ 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

- (2) 漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

## 5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

本年の漁業者代表部会は 6 月 17 日にウェブ会議で開催した。昨年の会議では、水産庁から、資源を回復させるために試行的に数量管理の導入を提案したところ漁業者から大きな反発があったことから、資源の状況や管理の必要性に関する共通認識を得るべく話し合いを行ったが、昨年に引き続き、拙速な T A C 管理の導入は反対であり、漁獲制限をするのであれば、生活できる水準まで水産庁が価格補助をすべき、など数量管理の導入に対して慎重な考えが示された。

その後、水産庁と水産研究・教育機構が浜周りを行い、各地区の漁業者の声を聞いているところであり、努力量管理を進めることで資源は回復できないのか、食害など他に対応すべき事項があるのではないか、更には黒潮大蛇行の影響でキンメダイの分布が変わっており、資源は減っていないのではないか、と言った意見が寄せられている。

今後、これまでの自主管理の枠組みと並行して、T A C 魚種拡大スケジュールに沿って、資源管理目標や目標達成の方法等について検討が進められていくことから、関係漁業者の御意見を踏まえ、資源管理措置の改善について検討し、理解と協力を得ていくこととする。

参考 キンメダイに関する一都三県の地区別浜周りの実施について

日程	都県	地区	主な意見
令和2年12月22日	千葉県	館山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拙速なTAC導入は反対</li> <li>・資源評価結果に納得がいかない</li> <li>・地区ごとの取組を尊重して欲しい</li> <li>・漁獲努力量管理を進めることで資源は回復できないのか</li> <li>・イルカやサメ、バラムツなどの食害が酷いのでまずそれに対応すべき</li> <li>・黒潮大蛇行の影響でキンメダイの分布が変わっており、資源は減っていないのではないか</li> </ul>
令和2年12月23日	千葉県	銚子市	
令和2年12月25日	千葉県	勝浦市	
令和3年10月13日	静岡県	伊東市	
令和3年10月18日	神奈川県	三浦市	
令和3年10月25日	静岡県	下田市	
令和3年10月26日	静岡県	御前崎市	
令和3年10月27日	東京都	新島村	
令和3年10月29日	東京都	神津島村	
令和3年11月2日	東京都	三宅村	
令和3年11月11日	東京都	八丈町	
令和3年12月17日	東京都	大島町	

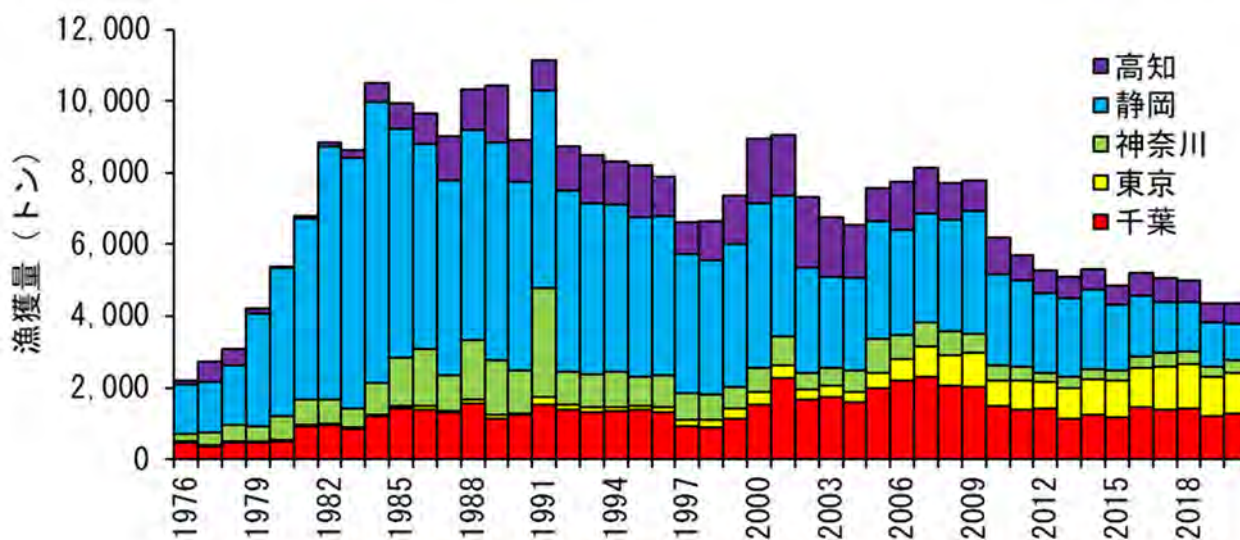
## 太平洋南部キンメダイ資源管理の令和3年度の取組状況

### 【広域資源管理の取組状況】

#### ① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移



#### ② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十八号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
18ト	27ト	22ト	35ト	29ト	73ト	64ト	46ト	41ト	64ト	40ト

※各年1～12月の漁獲量を集計



# 今後のキンメダイの資源管理について

2022年3月

水産庁

## 水産庁から提案した資源管理の内容

- 第11回漁業者代表部会では、**資源を回復**させることに**合意**。
- これまで漁業者代表部会では、漁獲圧の削減について**地区ごとにできること**から管理措置を検討・実践してきた。
- 地区ごとに努力量は減少してきたものの、地区ごとに漁法や操業形態が異なることから、**努力量指標については統一の指標を用いることが困難**。
- 前回代表者部会で示したように、努力量を漁獲量に置き換えて管理をすることも可能であるが、煩雑でわかりづらい。



- 努力量で管理を行う場合、地区ごとに指標が異なり、各都県間で不公平感を解消することが困難。
- 共通言語として「**漁獲量**」を各都県毎に割当て、それを**各都県（地区）のルールで管理**を行うことが最もわかりやすく公平！





## 数量管理は断固反対！時期尚早！

### 主な理由

- 資源評価結果に納得がいかない
- これまで一都三県ではしっかり管理して成果が出ている
- クロマグロの二の舞は避けたい
- 遊漁船や食害の影響が大きい
- T A Cによる厳しい管理で生活ができなくなる

等

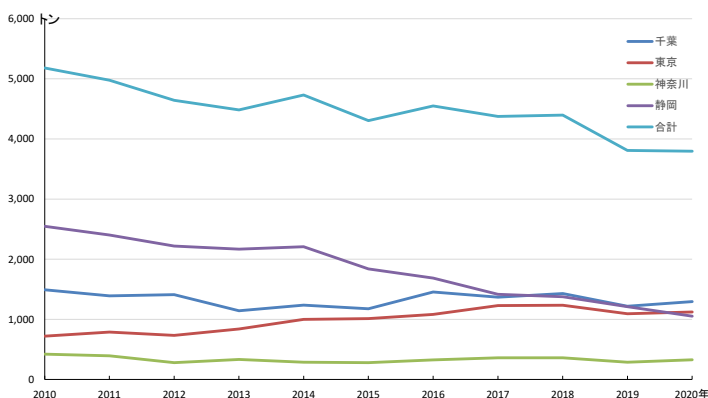
いただいた御意見は水産庁として真摯に受け止める。  
現状のままでは水産庁と一都三県の間で一部議論が噛み合っていないので、一度整理する必要がある。

2

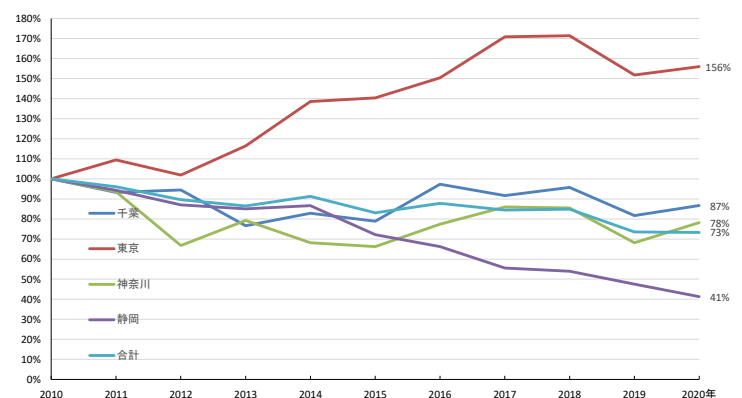
### 漁獲の現状について①

- 1都3県全体のキンメダイ漁獲量は10年前と比較して75%まで減少。
- 静岡県のみキンメダイ漁獲量は10年前と比較して41%まで減少。

1都3県におけるキンメダイ漁獲量の推移



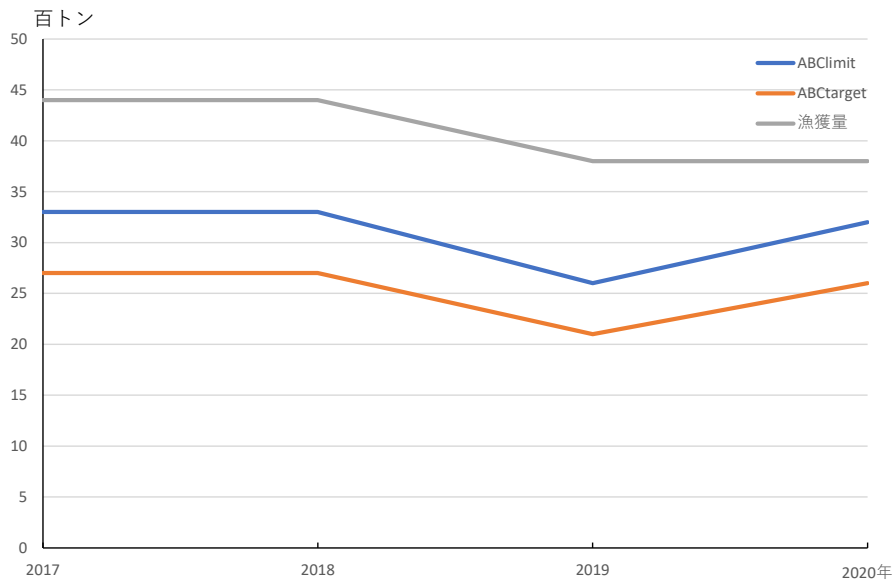
2010年の漁獲量を100とした場合の漁獲指数の推移



## 漁獲の現状について②

- ・ 1都3県全体の漁獲量はABCを超える状態（資源量に対して漁獲が過剰な状態）で推移。

ABCと実際の漁獲量の推移



4

## どのような方策で資源を増やしていくかが問題

- ・ 水産庁 →これまでの自主管理は尊重するが、今のままでは漁獲圧が高く、漁業者もキンメダイも共倒れになってしまう
- ・ 漁業者 →努力量管理しており、今の取組を継続（あるいは一部改善）すればよい

- ・ 水産庁 →漁獲量をコントロールすることで、資源の回復は可能
- ・ 漁業者 →漁獲量のコントロールでは、資源が回復するか疑問  
海洋環境の影響で分布が変わっているのではないか

- ✓議論を進めるためには、上記の認識の溝を埋める必要がある。
- ✓資源状況が極端に悪化する等手遅れにならないよう、双方の主張に関する相互理解を少しずつでも進めたい。

日程	都 県	地 区
令和2年12月22日	千葉県	館山市
令和2年12月23日	千葉県	銚子市
令和2年12月25日	千葉県	勝浦市
令和3年10月13日	静岡県	伊東市
令和3年10月18日	神奈川県	三浦市
令和3年10月25日	静岡県	下田市
令和3年10月26日	静岡県	御前崎市
令和3年10月27日	東京都	新島村
令和3年10月29日	東京都	神津島村
令和3年11月2日	東京都	三宅村
令和3年11月11日	東京都	八丈町
令和3年12月17日	東京都	大島町

## 共通する主な意見

- ✓資源評価結果に納得がいかない
- ✓黒潮大蛇行の影響でキンメダイの分布が変わっており、資源は減っていないのではないか
- ✓イルカやサメ、バラムツなどの食害が酷いのでまずそれに対応すべき
- ✓地区ごとの取組を尊重して欲しい
- ✓漁獲努力量管理を進めることで資源は回復できないのか
- ✓拙速なTAC導入は反対
- ✓減収に対する補填が必要

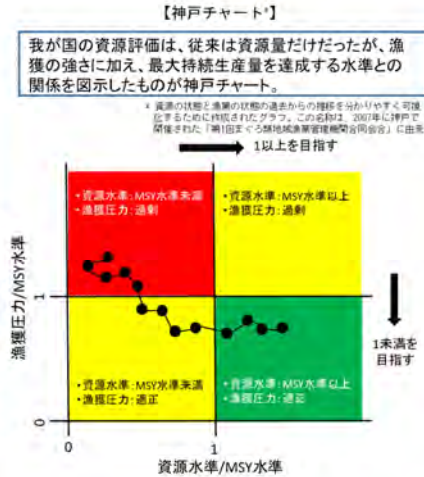
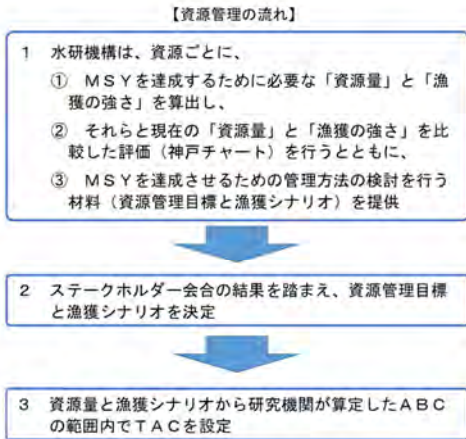
→ いただいた御意見を踏まえ対応を検討

# TAC魚種拡大に向けたスケジュール

- ・ 本年3月に新たな資源評価結果の公表等のスケジュールを公表
- ・ キンメダイは令和4年度中に資源評価結果を公表予定（資源の状況と漁獲圧の状況との関係の推移や、資源の将来予測が客観的な形で示される）



## MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（現行TAC魚種）



TAC魚種拡大に向けたスケジュール

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量
		公表	SH 発表	0.1 (83.4%)
				0.1 (83.4%)
				0.2 (185.5%)
				0.3 (83.1%)
				0.4 (182.8%)
				0.5 (80.8%)
				0.6 (82.2%)
				0.7 (83.5%)
				0.8 (83.3%)
				0.9 (80.1%)
				1.0 (79.2%)
				1.1 (81.7%)
				1.2 (83.2%)
				1.3 (83.3%)
				1.4 (83.4%)
				1.5 (83.5%)

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十二号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都府県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

## 1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

## （1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

- ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線  
イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

## （2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

## 2 承認の対象者

委員会指示第三十八号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域





太平洋広域漁業調整委員会指示 **第四十二号** (案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

**令和四年三月八日**

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）
  - ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
  - イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線
- (2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業
  - イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業
  - ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
  - ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

## 2 操業の承認

規制海域において **令和四年四月一日から令和五年三月三十一日**までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

## 3 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

#### 4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

#### 5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

#### 6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

#### 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年三月八日から令和五年五月三十一日までとする。

# きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
<p>年 月 日</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会会長</p>				



# きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号	太広委底第○号			
漁業者	住所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船舶	船名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船登録番号	●●●-●●●	使用権の種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和4年 月 日から令和5年 3月31日まで			
<p>年 月 日</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会会長</p>				

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



令和4年3月8日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第四十二号（以下「指示42号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委員会指示第三十八号（以下「指示38号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。
- (2) 指示38号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。
- (3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、委員会により指示38号に基づく承認を取消され、その取消しの日から1年を経過しない者。

4 承認の申請

指示42号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

(3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

#### 6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

#### 7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

#### 8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

#### 9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、様式第8号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

#### 10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示42号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

## 別 表

## きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○			
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

## (別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 代表者選定届は、別紙様式第3号によること。
4. 年間操業計画書は、別紙様式第4号によること。
5. 廃業届は、別紙様式第5号によること。
6. 紛失届は、別紙様式第6号によること。
7. 相続同意書は、別紙様式第7号によること。
8. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

## (添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

(4) 使用権の種類：(自己所有船、使用貸借権、賃借権)

(5) 通信機器の種類

(6) 電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

[備考]

1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
3. 電波機器は、レーダー、GPS 等を記載すること。

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 船舶総トン数
- 4 使用権の種類      使用貸借権  
賃借権（賃借料）      （月      円也）
- 5 使用期間      年      月      日      から      年      月      日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にすること。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

代表者選定届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。



年間操業計画書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

船名： 丸（漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃業届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

紛 失 届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所  
氏名又は名称

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

備考 用紙は、日本産業規格A4とすること。

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会長殿  住所  氏名又は名称	船名					報告年月 日			
	総トン数					報告取扱 責任者	氏名		
	所持した 漁具の数量					船長	氏名		
						漁業根拠 地			
	冷凍能力	トン/日				漁獲物等 陸揚港			
	出入港月 日	年 月 日 出港	航海 日数	日					
年 月 日 入港		操業 日数	日						
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)				漁場の水深、 その他の事項	
				キンメダイ				計	

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 令和 4 年度水産関係予算の主要事項

—海洋環境の変化等に対応した持続的な水産業の推進—

令和 3 年 12 月  
水 産 庁

(※) 各項目の下段 ( ) 内は、令和 3 年度当初予算額

## 1 漁業経営安定対策の着実な実施と新たな資源管理システムの推進

	【4年度当初】	【3年度補正】
① 漁業経営安定対策の着実な実施	338億円 (320億円)	
○ 漁業収入安定対策事業 計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策（積立ふらす等）を実施	202億円 (200億円)	592億円 (新型コロナウイルス感染症の影響への対応のための臨時的な掛増分160億円が含まれている。)
○ 漁業経営セーフティネット構築事業 燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施	18億円 (2億円)	89億円
② 資源調査・評価の充実等	95億円 (99億円)	13億円
○ 200種程度まで拡大した資源評価対象魚種について評価の推進及び更なる高度化を図り、近年の不漁要因の解明を進めるため、調査船調査、漁業者の協力による漁船活用型調査等を実施し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を確立		
○ 産地市場・漁協からの水揚げデータの効率的な収集体制の整備（令和4年度までに400市場を目途に整備）や水産流通適正化法に係る情報伝達の電子化を推進するなど、適切な資源評価・管理等を促進する体制を構築		

## 2 コロナ禍や海洋環境の変化等の中での水産業の成長産業化の促進

	【4年度当初】	【3年度補正】
① 漁業・漁村を支える人材の育成・確保	6億円 (7億円)	1億円
○ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の若者への資金の交付、新規就業者の確保に向けたインターンシップの実施、漁業現場での長期研修等を通じた就業・定着促進、ICT活用を含む漁業者の経営能力の向上等を支援		
② 水産業労働力確保緊急支援事業		4億円
・ 新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消するため、漁業や水産加工業における代替人材の雇用や遠洋漁船において現在雇用されている外国人船員の継続雇用等を支援		
③ 沿岸漁業の競争力強化		
○ 浜の活力再生・成長促進交付金 漁業所得の向上を目指す漁業者等による共同利用施設や再生可能エネルギー施設等の整備、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進	27億円 (27億円)	45億円 (水産業競争力強化緊急事業) うち緊急施設整備事業
○ 漁船等のリース方式による導入支援 不漁問題への対応や燃油消費量の削減等による環境負荷の軽減など、浜の構造改革を推進するために必要な漁船等のリース方式による導入を支援	25億円 (4億円)	(所要額) 256億円 (水産業競争力強化緊急事業) うち漁船導入緊急支援事業
・ 水産業競争力強化のための機器等導入支援 「広域浜プラン」に基づく生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援		40億円 (水産業競争力強化緊急事業) うち機器等導入緊急対策事業
④ 沖合・遠洋漁業の競争力強化		
○ 漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業） CO2排出量削減に対応しつつ、高性能漁船の導入等による収益性向上、長期的不漁問題対策や多目的漁船の導入など新たな操業・生産体制への転換に向けた実証の取組を推進	20億円 (19億円)	65億円 (水産業競争力強化緊急事業) うち漁業構造改革総合対策事業

	【4年度当初】	【3年度補正】
⑤ 養殖業の成長産業化		
○ 養殖業成長産業化総合戦略を踏まえ、養殖生産の3要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を支援	(養殖業成長産業化推進事業) <b>3億円</b> (3億円)	
○ 大規模沖合養殖システムの実証、マーケット・イン型養殖の実証等による収益性向上の取組等を支援	(漁業構造改革総合対策事業) <b>20億円</b> (19億円の内数)	<b>65億円の内数</b> (水産業競争力強化緊急事業) うち漁業構造改革総合対策事業
⑥ 内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策	<b>14億円</b> (14億円)	
○ 内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築等を支援	<b>8億円</b> (8億円)	
○ さけの回帰率の向上に必要な放流体制への転換、資源造成・回復効果の高い種苗生産・放流等の手法、対象種の重点化等を支援	<b>5億円</b> (5億円)	
⑦ 漁協の経営・事業改善の取組推進		
○ 合併や漁協間の事業連携等を予定している漁協等に対し事業計画策定のためにコンサルタント等を派遣する他、不漁等による経営悪化に対応するための計画実施に必要な資金の調達を支援	<b>3億円</b> (2億円)	
・ 「広域浜プラン」に基づき、収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌の安定供給等）を支援し、浜の活性化を主導すべき漁協の経営基盤強化を促進		<b>6億円</b> (水産業競争力強化緊急事業) うち広域浜プラン緊急対策事業
⑧ スマート農林水産業の導入支援		(農産局計上) <b>77億円の内数</b>
・ ポストコロナを見据え、国産農林水産物の需要増加への対応等を進めるため、サービス事業者が行う機械導入や、農林漁業者等による機械の共同購入・共同利用、生産条件に合わせた機械のカスタマイズの実証等取組など生産性向上に資するスマート農林水産業の全国展開を推進		



### 3 競争力のある加工・流通構造の確立と水産物の需要喚起

【4年度当初】

【3年度補正】

#### ① 水産バリューチェーンの生産性向上

6億円

(6億円)

- 生産・加工・流通・販売が連携し一体となってマーケットニーズに応えるバリューチェーンを構築するための生産性向上等に資する先端技術の活用等を支援
- 水産加工業者等への原材料供給における平準化の取組を支援
- 「新しい生活様式」等も踏まえ、これに対応した新商品の開発や消費者の需要を喚起する情報発信等の水産物消費を拡大する取組を支援

#### ② 特定水産物供給平準化事業（コロナ対策分）

20億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による水産物の在庫の滞留を踏まえ、滞留する魚種の保管料、運搬料等を支援

#### ③ 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業

(大臣官房計上)

200億円の内数

- ・ 新型コロナウイルス感染症による需要減少等の影響を受けている農林漁業者、食品加工業者等の販路開拓等の取組を支援

#### ④ 輸出力の強化

- ・ 水産物の更なる輸出拡大を図るため、生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を支援

(輸出・国際局計上)

4億円

- ・ 加工食品等の輸出の拡大を図るため、加工施設等の整備目標に即し、食品製造事業者等によるHACCP等に対応した施設改修・機器整備、農畜水産物の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、クールチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援

(輸出・国際局計上)

64億円の内数

(農産局計上)

48億円の内数

- ・ 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、国際水準の水産エコラベルの普及促進等を支援

## 4 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

	【4年度当初】	【3年度補正】
① 水産基盤整備事業<公共>	727億円 (726億円)	270億円
○ 拠点漁港等における漁船大型化への対応など流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、環境変化に対応した漁場や藻場・干潟の保全・整備、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進		
② 漁港の機能増進・漁村の交流促進		
○ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編や「海業」振興のための漁港利用の適正化、漁港のグリーン化に資する施設の整備等により漁村の活性化を推進	<small>(漁港機能増進事業)</small> <b>6億円</b> <small>(8億円)</small>	<b>10億円</b> <small>(水産業競争力強化緊急事業)</small> <small>うち漁港機能増進事業</small>
	<small>(浜の活力再生・成長促進交付金)</small> <b>27億円の内数</b> <small>(27億円の内数)</small>	
③ 農山漁村地域整備交付金<公共>		
○ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付	<small>(農村振興局計上)</small> <b>784億円の内数</b> <small>(807億円の内数)</small>	
④ 海岸堤防等の対策<公共>	36億円 (24億円)	7億円
○ 南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を支援		
⑤ 漁港関係災害復旧等事業<公共>	12億円 (11億円)	44億円
○ 被災した漁港施設や海岸保全施設等の速やかな復旧等を実施・支援		

## 5 外国漁船対策、多面的機能の発揮、捕鯨対策

	【4年度当初】	【3年度補正】
① 外国漁船対策等	149億円 (151億円)	50億円
○ 我が国周辺海域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する万全な漁業取締り等を実施		
② 水産多面的機能の発揮等		
○ 漁業者等が行う、ブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全、国境監視、災害対応活動、海洋環境調査や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止、栄養塩対策等を支援	42億円 (43億円)	
・ 北海道の赤潮発生地域の漁業被害について、北海道庁等と連携しつつ、広域モニタリング技術の開発、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発等を行うとともに、漁業者等が行う漁場環境の回復等のための活動を支援		15億円
③ 捕鯨対策	(所要額) 51億円 (51億円)	
○ 捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、鯨類科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援		

## 6 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

【4年度当初】

【3年度補正】

### ① 水産業復興販売加速化支援事業

(復興庁計上)

4.1億円

- ALPS 処理水の海洋放出決定に伴う風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県をはじめとした被災地の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等について支援

(-)

### ② 福島県次世代漁業人材確保支援事業

(復興庁計上)

4億円

- 本格操業に向け震災からの復興に取り組む福島県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援

(-)

### ③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策の拡充

(復興庁計上)

1.2億円

- ALPS 処理水の海洋放出決定に伴う風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、水産物の放射性物質モニタリング検査、被災地における種苗の生産・放流支援、「がんばる漁業復興支援事業」、福島県における被災した漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援を拡充

(9億円)

# 漁業収入安定対策事業

【令和4年度予算概算決定額 20,186 (20,049) 百万円】  
【令和3年度補正予算額 59,202百万円】

## ＜対策のポイント＞

計画的に資源管理等に取り組み漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填するとともに、漁業共済への加入を推進します。

## ＜政策目標＞

漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組み漁業者による漁業生産の割合（90% [令和4年度まで]）

## ＜事業の内容＞

### 1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

＜積立がらす＞

計画的に資源管理等に取り組み漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。（漁業者と国の積立金の負担割合は

1 : 3）  
47

### 2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

＜共済掛金の追加補助＞

計画的に資源管理等に取り組み漁業者に対し、共済掛金の上乗せ補助をします。

（国の補助は共済掛金の30%（平均）程度）

### 3. 収入安定対策運営費

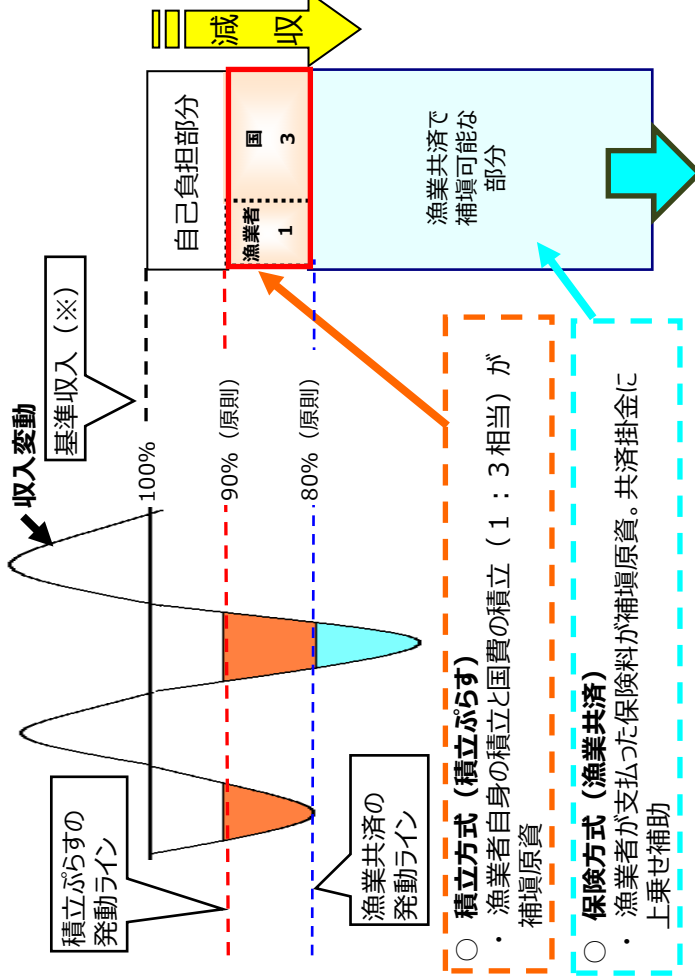
事業を運営するために要する経費について補助します。

## ＜事業の流れ＞

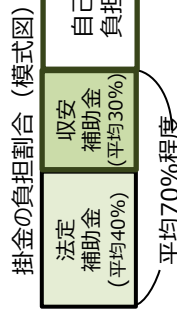


収入減少を補填

## ＜事業イメージ＞



※基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中崩3カ年の平均値



# 水産資源調査・評価推進事業等

【令和4年度予算概算決定額 7,503 (7,779) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

調査船調査、漁船活用型調査、市場調査等を拡充し、資源調査・評価の体制を強化することにより、最大持続生産量（MSY）を達成できる資源水準の算定、資源水準及び資源動向の判断、不漁を含む資源変動に対する海洋環境要因等の把握を推進します。

## ＜事業目標＞

- 資源評価の対象魚種拡大（50種 [平成30年度] → 200種程度 [令和5年度まで]）
- 資源評価の精度向上（MSYベースの資源評価魚種数）（12種 [令和2年度] → 22種 [令和5年度まで]）

## ＜事業の内容＞

### 1. データの収集及び資源調査

我が国周辺水域の資源評価種を拡大するとともに、資源評価精度を向上させるため、都道府県水産試験研究機関及び大学等とも連携・協力し、調査船、漁船活用型調査、市場調査等を行い、資源水準及び資源動向の判断並びに最大持続生産量（MSY）等の把握に必要な生物学的情報、主要産卵域の再生産情報、年齢別の漁獲情報等を収集し、資源評価等を実施します。

### 2. 海洋環境要因の把握（不漁要因の解明等）

スルメイカ、サンマ、サケ等の不漁を踏まえ、調査船や観測ブイ等を利用し、分布域の変化、産卵場や稚魚の発生、餌料環境並びに水温及び海流等の情報を収集し、海洋環境と資源変動及び漁場形成との関係解明に取り組みます。

### 3. 資源評価の精度向上、理解促進等

資源評価手法の高度化及び資源評価精度の向上等を図るための調査・研究に取り組みます。また、資源評価手法及び評価結果の理解促進のための情報提供等を行います。

### 4. 国際交渉対応

多国籍等での国際交渉を日本が主導するために必要な調査等を行います。

### 5. 水産庁漁業調査船「開洋丸」の代船建造

増大する資源調査・評価のニーズに対応するため、最新鋭の調査・情報機器を導入した新鋭の調査船への代船建造を進めます。

## ＜事業の流れ＞

委託、補助（定額、1/2）

国

民間団体等

（1～4の事業）

## ＜主な目標＞

- 都道府県の要望や漁獲状況を踏まえ、192魚種の資源評価に向けて調査・評価を開始
- 資源評価対象魚種の拡大を図るとともに、MSY等の資源評価の精度向上を図る

## 水産研究・教育機構、都道府県、大学等で共同で実施

- データの調査・収集
  - ・ 国、都道府県が連携して調査船調査や漁獲報告により情報を収集
  - ・ 漁船活用型調査や市場調査等を充実させ、漁業者等からの情報を収集
  - ・ NPFC等、我が国の漁業に強く関係する国際資源管理魚種の資源や生態の情報を収集
  - ・ 漁業資源に変動を及ぼす環境要因の調査等

漁業調査船の代船建造による調査体制の強化



### MSYベースによる資源評価

- 資源解析
- MSY水準に基づく資源状態の判断
- 生物学的許容漁獲量（ABC）の算定等

### 資源水準・資源動向による資源評価

- 資源量指数等の分析
- 資源水準・資源動向の判断

### 国際資源の資源評価

- 調査船調査の結果も含めた資源水準・資源動向の解析

## ○ 資源評価結果の活用

- ・ 資源量、漁獲の強さといったMSYベースの資源評価を提供
- ・ 生態や資源水準の情報を地域に提供し、自主的な取組みである資源管理協定等に活用
- ・ 我が国の漁業に関係する公海域などの国際資源管理の強化

【お問い合わせ先】 水産庁漁場資源課（03-6744-2377）

# スマート水産業推進事業

【令和4年度予算概算決定額 488 (554) 百万円】  
【令和3年度補正予算額 1,300百万円】

## <対策のポイント>

資源評価の高度化のため、生産現場の事務的な負担軽減にも資する漁獲情報の電子的情報収集体制を構築するとともに、収集するデータの標準化等を行います。

## <事業目標>

- 主要な漁協・市場からの水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備（400箇所以上 [令和5年度まで]）
- T A C 魚種の拡大（漁獲量ベースで8割 [令和5年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. スマート水産業システム整備推進事業

#### ① 漁獲情報デジタル化推進事業

生産現場の事務的な負担を軽減しつつ電子的な報告を可能とするためのシステムの構築等を実施します。

#### ② 数量管理システム強化事業

T A C 魚種、国際資源等の漁獲情報の収集・分析等に係るシステムの維持・管理、T A C 魚種の拡大や大臣許可漁業への I Q 導入に対応したシステム改修等を実施します。

### 2. スマート水産業推進基盤活用推進事業

データの取扱いや利用方法を定めるガイドラインやデータ標準化の充実、画像データ利用のための画像処理技術の開発等を実施します。

## <事業の流れ>

委託



民間団体等

(1、2の事業)

国

## <事業イメージ>

### スマート水産業の推進

#### 水産資源の持続的利用のための取組

##### <目的> 資源評価・資源管理の高度化

・資源評価の精度向上、資源評価対象魚種の拡大、適切な数量管理の実現、資源管理の徹底

#### 1. スマート水産業システム整備推進事業

水産業のスマート化を推進するため以下の事業により、関連するシステムの一体的な整備等を実施します。

##### ①. 漁獲情報デジタル化推進事業

・産地市場・漁協からのデータ収集体制整備に向けた国のシステムの構築等を実施

##### ②. 数量管理システム強化事業

・TAC魚種及び国際資源に係る漁獲情報の収集、情報システムの保守管理、TAC魚種の拡大や大臣許可漁業へのIQ導入に対応した改修等を実施

#### 2. スマート水産業推進基盤活用推進事業

データの取扱いや利用方法を定めるガイドラインやデータ標準化の充実、画像処理技術の開発等を実施します。

### 水産業の成長産業化に向けた取組

【お問い合わせ先】(1 ①、2の事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)  
管理調整課 (03-5510-3303)  
(1 ②の事業) 国際課 (03-6744-2364)



# 新たな資源管理システム構築促進事業

【令和4年度予算概算決定額 757 (811) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

新たな資源管理の推進に向けたロードマップに書かれた行程を1つ1つ着実に実施することにより、新漁業法に基づき新たな資源管理システムへ移行し、TAC・IQ導入の推進、自主的な管理の強化等に必要な資源の**管理体制を構築**します。

## ＜事業目標＞

TAC魚種の拡大（漁獲量ベースで8割【令和5年度まで】）

## ＜事業の内容＞

## ＜事業イメージ＞

### 1. 国内資源の管理体制構築促進事業 362百万円

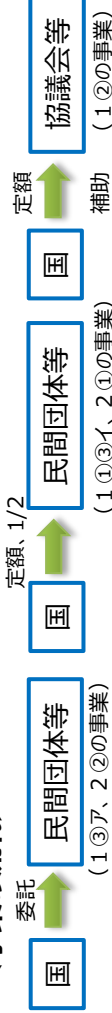
- ① 数量管理体制構築促進事業  
ア 定置網漁業等における数量管理のための技術開発を支援します。  
イ IQ導入に向けた取組を支援します。
- ② 資源管理協定体制構築事業  
ア 資源管理協定への移行及び資源管理計画の履行確認、評価・検証の実施に必要な経費等を支援します。

- ③ 遊漁資源管理システム構築事業  
ア 遊漁の実態調査を行い、採捕量等の推計手法の確立を進めます。  
イ 遊漁者に対する資源管理の指導等に必要な経費を支援します。

### 2. 国際資源の管理体制構築促進事業 395百万円

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理魚種の資源管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

## ＜事業の流れ＞



## 国内資源の管理体制構築促進

「TAC・IQの導入を推進」

### 数量管理のための技術の開発

- ・選択的な漁獲が難しい漁法（定置網等）において数量管理のための技術を開発

### IQ導入に向けた取組を支援

- ・IQ導入に向けて漁業の実態に合わせた管理に必要な調査や技術の試験実施等の取組を支援

「自主的な管理を強化」

### 資源管理計画から資源管理協定への移行

- ・資源管理指針・計画体制の着実な実施に加え、資源管理協定への移行に伴って必要な指導、調査や、資源管理協定による数量管理の試行等自主的資源管理措置のバージョンアップ等を支援

「遊漁実態の把握・指導強化」

- ・遊漁の実態を把握し、採捕量等を推計する手法を開発、併せて指導員を育成。



## 国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- ・VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・VMS故障警報装置の整備
- ・科学オプザバーの配乗・EMの実施  
収集データの解析にかかる体制構築
- ・漁獲証明制度、外国漁船漁獲物のDNA分析等による漁獲・輸入管理



## 【お問い合わせ先】

- （1①イ、②、③の事業）水産庁管理調整課（03-3502-8452）
- （1①アの事業）研究指導課（03-3591-7410）
- （2の事業）国際課（03-3501-3861）



## ＜対策のポイント＞

種苗生産・放流・育成管理等について、資源管理の一環として実施し、若齢魚の漁獲抑制を行う取組とも連携しつつ、資源造成・回復効果の高い手法や対象種の重点化を図るとともに、さけ・ますの回帰率の向上に必要な放流体制への転換や河川ごとの増殖戦略の策定等の取組を支援します。

## ＜事業目標＞

主な栽培対象魚種及び養殖業等の生産量の増加（1,713千トン [平成22年度] → 1,739千トン [令和4年度まで]）

## ＜事業の内容＞

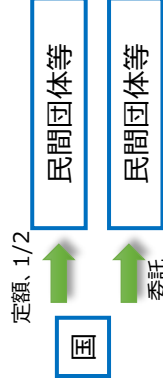
### 1. 資源回復に向けた種苗生産・放流

- 遺伝子解析による広域種の資源造成効果の検証や適切な放流費用負担体制構築を支援します。また、海水温上昇等の環境変化に対応した増殖手法改良の取組を支援します。
- 資源管理に取り組み漁業者からのニーズの高いキンメダイやアマダイ等の種苗生産・放流技術の開発や資源評価の精度向上に資する標識応用技術の開発を行います。

### 2. さけ・ます資源回帰率向上

- 低密度飼育による適正な放流体制への転換を図る取組や河川ごとの増殖戦略を策定する取組を支援します。また、放流魚の回帰効果を調査・検証するとともに、得られた技術を広く普及する取組を支援します。
- 放流後の河川や沿岸での減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術開発や沿岸域での生残条件解析等を行います。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

